# 全体社会というシステムは存在しない

- 多元的制度論の試み(4) -

## 村上直樹

【要旨】個々の制度は閉じた存在ではなく、様々な様態で互いに連関したり、重層したりしている。このことは疑いようのない事実である。ただ、我々は、複数の制度が互いに連関して、イタリア社会やカナダ社会といったいわゆる全体社会を構成しているとは考えない。我々は、後にイタリア社会やカナダ社会といったまとまりを理論的に設定するが、それは、複数の制度の相互連関によって構成されたシステムといったものではない。我々は、複数の制度の相互連関によって構成されたシステムとしての全体社会といったものの存在を認めていない。

しかし、一般的には、複数の制度の相互連関によって構成されたシステムとしての全体社会といった単位が、現実に存在しているという見解が広く浸透している。このような見解を明示的に呈示してきたのはもちろん社会システム論であるが、社会システム論の論者以外の人々の間でもこのような見解は浸透している。全体社会というシステムが存在するということは、広く受け入れられた暗黙の前提である。本稿の目的は、この暗黙の前提が間違っていることを指摘することとこの暗黙の前提がなぜ広く受け入れられてきたのかを示すことにある。

以下が本稿の構成である。まず、1で、全体社会というシステムが社会システム論においてどのようなものとして考えられてきたのかを確認する。次に、2で、近代日本の具体例を検討することを通して、全体社会というシステムが実体としては存在しないことを示す。そして、3で、社会システムというものが元来は社会のメタファーであったことを指摘し、4で、全体社会というシステムが存在するという前提がなぜ広く受け入れられてきたのかを論じる。また、最後の付論で、制度の連関と重層の諸様態に関する説明を行う。

## 1. 全体社会というシステム

社会システム論では、企業、中央省庁、地方自治体、学校、家族といったまとまり、並びに前近代農業社会や近代産業社会といった全体社会を相互に関連し合った行為のシステムであると考えてきた。ただし、近代産業社会といった全体社会を記述するにあたっては、それを相互に関連し合った行為のシステムというよりは、相互に関連し合った下位システムによって構成される上位システムとして記述するのが通例である。その代表的な例が、パーソンズの社会システム論だろう。パーソンズは、周知のように全体社会を四つの下位システム — 経済、政治、統合をそれぞれ受け持つ三つの下位システム、並びに潜在的なパターンの維持と緊張の処理を受け持つ下位システム — から構成される上位システムとして記述している(Parsons&Smelser 1956=1958:72-80)。また、全体社会を、企業、中央省庁、地方自治体、学校といった互いに関連し合ったマクロ社会 — 本稿の枠組みで言えば制度体 — から構成されるシステムとして記述する場合もある。ただ、このような場合でも、全体社会は複数の下位システムから構成される上位システムとみなされていると言えるだろう。なぜなら、上記のよう

なマクロ社会はそれ自体がシステムと考えられているからである。そして、逆に言えば、全体 社会を下位システムからなる上位システムとみなすということは、それを上記のようなマクロ 社会 = 制度体からなるシステムとみなすということでもある。なぜなら、全体社会の下位シ ステムとは、実質的に企業とか中央省庁といったマクロ社会=制度体に該当するからである。

ところで、社会システム論によると、一つのシステムにおいては、「システムの構成諸要素 は相互依存しあい、それによって因果関係の無限の循環的波及がある」(富永 1995 a:112)。 つまり、システムにおいては、一つの構成要素aの変化は、他の構成要素bとの連関に変化 をもたらし、その連関の変化はbに変化をもたらし、さらに、それはbと構成要素cとの連 関に変化をもたらしといったような、ある構成要素における変化が無限に他の構成要素に波及 し、システム全体に影響を与えるという過程が存在するのである。そして、このような過程は、 複数の下位システムから構成される全体社会のような上位システムの場合には、次のように説 明される。「システムの構造および機能はシステムと環境との相互連関の中でのみきまる」、す なわち「環境のあり方によってシステム自体の構造と機能のあり方が変わってくる」(富永 1986: 181-182)。環境は、システムにとって決定的な重要性を持っている。そして、システムの環境 の中には他のシステムも含まれている。複数の下位システムから構成される上位システムにお いては、下位システムはお互いに相手の環境の位置を占めている。よって、ある上位システム における下位システムaの変化は、それと相互連関している下位システムbにとっての環境 の変化であり、その変化は、下位システムbの構造と機能に変化をもたらす。そして、下位 システムbの構造と機能の変化は、それと相互連関している下位システムcにとっての環境 の変化であり、その変化は、下位システムcの構造と機能に変化をもたらす。このようにして、 ある下位システムの変化は、上位システムを構成する他の下位システムの総体に無限の波及的 変化をもたらしていくことになる。

社会システム論によると、全体社会とは、企業、中央省庁、地方自治体、学校といった要素 (=下位システム=マクロ社会)から構成され、その内部に上述のような「要素の相互依存に よる因果関係の無限の循環的波及」(富永 1986:167)を持つシステムのことである。

我々は、企業、中央省庁、地方自治体、学校といった制度体が互いに連関し、それらの間には変動の連鎖も存在することを認める。しかし、社会システム論が想定しているような全体社会というシステムが存在するとは考えない。次節では、全体社会というシステムが実体としては存在しないことを、富永健一の言う「近代産業社会」を例に取りつつ示すことにしたい。(なお、念のために書いておけば、企業、中央省庁、地方自治体、学校といった制度体が行為を構成要素とするシステムではないことは、すでに本誌 20 号で指摘した。以下に示そうとするのは、制度体を構成要素とする全体社会というシステムが存在しないということである。)

## 2.近代産業社会と一九四〇年体制―全体社会というシステムは存在しない

富永健一は、近代産業社会という全体社会を、①地域行政組織=自治体・国家、②地域社会=村落・都市・国民社会、③機能集団=企業、④基礎集団=家族という四つの構造的構成要素(=下位システム)から構成されたシステムとして記述している。そして、「近代産業社会の構造諸要素間の機能的関連」と題された図において、この四つの構成要素の間の関係を次のように説明している。①と②の間には地域行政という連関が、①と③の間には産業行政という連関が、

①と④の間には住民行政という連関がある。また、②と③の間には企業—地域社会関係があり、②と④の間には住民—地域社会関係がある。そして、さらに、③と④は、消費財市場、労働市場、金融市場という三つの市場を介して、相互にインプット・アウトプットの交換を行っている。(この機能的関連の図式は、富永自身が認めているように、パーソンズの「社会の第一次下位システムの間の境界相互交換」の図式(Parsons&Smelser 1956=1958:103)にヒントを得たものである(富永 1986:216)。)

このような近代産業社会の説明は一見妥当で何の問題もないように思われるかもしれない。しかし、上記の四つの要素は本当に一つのまとまりのあるシステムを構成していると言えるだろうか。確かに、四つの要素の間に地域行政、産業行政、住民行政、企業一地域社会関係、住民一地域社会関係、市場を介した交換といった相互連関があるのは事実だろう。しかし、それだけでは、四つの要素がシステムを構成しているとは言えない。前節でも論及したように、社会システム論によると、一つのシステムにおいては、「システムの構成諸要素は相互依存しあい、それによって因果関係の無限の循環的波及がある」(富永 1995 a:112)。つまり、地域行政組織、地域社会、企業、家族という四つの要素が一つのまとまりのあるシステムを構成していると論定するには、それらの間に「相互依存による因果関係の無限の循環的波及」がなければならない。言いかえると、これらの内のどれか一つに変化が起きた場合に、その変化が他のすべての要素の構造と機能のあり方に波及するような貫通的で強い相互連関がなければならない。しかし、一般に近代産業社会とみなされている諸要素の集合には、そのような相互連関は見られない。以下、そのことを近代日本の例で確認することにしたい。

一九四〇年代から戦後にかけての日本においては、地域行政組織、地域社会、企業、家族の四つの要素は存在し、それらの間には先にふれた相互連関も存在していた。このことをもって、社会システム論の論者たちは、この時期の日本において間違いなく近代産業社会という全体社会のシステムが存在していたと主張するだろう。しかし、以下に示すように、この時期の四つの要素の間にシステムを構成するほどの貫通的で強い相互連関があったとは考えにくい。

第二次世界大戦後、日本では、連合国最高司令官マッカーサーが発した五大改革指令に従っていわゆる戦後改革が行われ、様々な制度が解体・変革・創設された。軍部の解体、内務省の解体と警察制度の変革、財閥解体、過度経済力集中排除法による巨大企業の分割、労働組合法の制定、農地制度の変革などがその代表的な例である。このような戦後の制度改革が日本人の社会生活にきわめて大きな変化をもたらしたことは言うまでもないだろう。ただ、戦後改革によって、戦前の制度がすべて解体・変革されたわけではない。野口悠紀雄らが指摘するように、官僚制度とりわけ経済官庁の機構、間接金融中心の金融制度、日本型企業、税財政制度といった制度は、ほとんど無傷のまま戦後にも生き残ったのである。これらの諸制度は、総力戦遂行のために一九四〇年前後に形成されたものであり、野口はこれらの総体を「一九四〇年体制」と呼んでいる(野口 1995:7)。この一九四〇年体制が戦後も存続することによって、戦前と戦後の間には「驚くべき制度の連続性」が観察されるのである。では、なぜ、一九四〇年体制は戦後も生き残ったのだろうか。

戦後、国家機構において消滅したのは軍部だけであり、内務省以外の官庁は、ほとんどそのままの形で残った。大蔵省をはじめとする経済官庁は、公務員制度改革によって部分的修正は受けたものの、ほぼ戦前と同じ機構を維持した。その理由としては、占領軍が直接軍制ではなく間接統治方式をとったこと、占領軍が日本の官僚制度に関する十分な知識を持っていなかっ

たこと、占領軍が日本の経済制度を根底から変革しようという意図を持っていなかったこと、官僚制度の改革に関して GHQ 内部に不協和音があったということなどが指摘されている(野口 1995:77-84)。また、占領軍は当初、長期信用銀行を廃止し、長期資金の供給の仕組みを間接金融中心の仕組みから市場メカニズムが働く債券市場中心のアメリカ型の仕組みへと変革する意図を持っていた。その上、大蔵省から独立した金融ボードの設立も考えていた。しかし、こうした抜本的な金融改革案は実現することはなかった。その理由としては、日本側が大蔵省と日本銀行を中心として巧妙に抵抗したこと、経済科学局内部で財閥課と反トラスト・カルテル課が対立したことなどが指摘されているが、野口によると、日本の経済事情に関する GHQの無理解がもっとも大きな理由だった。戦時経済体制を通じて伝統的な資産家階層は実質的に崩壊していた上に、戦後のインフレの中で金融資産の価値は急激に減価していた。このような状況の中で、直接金融によって長期資金を供給することは、もともと無理だったのである(野口 1995:85)。

さて、一九四○年体制がほとんど無傷のまま戦後にも生き残った理由は以上の通りであるが、 もし、一九四○年代から戦後にかけて、近代産業社会という全体社会のシステムが存在してい たとするならば、以上のような理由があったにせよ一九四○年体制が大きな変化もなくそのま まの形で存続するということはなかったのではないだろうか。確かに、以上のような理由によ り、一九四○年体制は、直接的に改革されることはなかった。しかし、近代産業社会というシ ステムが存在していたならば、戦後改革による軍部の解体、内務省の解体と警察制度の変革、 財閥解体、巨大企業の分割、労働組合法の制定、農地制度の変革といった構造的構成要素のド ラスティックな変動は、相互連関によってシステム全体に無限の波及的変化をもたらし、一九 四〇年体制と総称される官僚制度、間接金融中心の金融制度、日本型企業、税財政制度の構造 と機能に何らかの変動をもたらしたはずである。富永の理論に沿って言えば、戦後改革による 上記の変動は、地域行政組織、地域社会、企業という構造的構成要素における変動であり、そ の変動はシステム内の相互連関により、これまた地域行政組織、地域社会、企業の中に含まれ ている一九四○年体制の諸制度の構造と機能に波及的変化をもたらしたはずである。しかし、 実際にはそうではなかった。それは、近代産業社会の構造的構成要素とみなされる諸制度が、 システムを構成するほど貫通的に強く相互連関していなかったからである。つまり、近代産業 社会の構造的構成要素に該当する諸制度は存在し、それらの間に相互連関も存在していたが、 システム ―― 近代産業社会という全体社会のシステム ―― は存在していなかったのである。

さて、以上に示したように、一九四○年代から戦後にかけての日本において、近代産業社会という全体社会のシステムは存在していなかったと考えられるわけだが、全体社会というシステムが存在しないということは、何もこの時期の日本に限られるものではない。全体社会の構成要素とされる下位システムに相当する制度体は無数に存在する。例えば、日本には現在約六○○万の企業(法人企業と個人企業を合わせて)が存在している。そして、この約六○○万の企業は互いに相互連関し、さらにこれまた無数の世帯や地方自治体や中央省庁とも相互に連関し合っている。企業が取り結んでいる相互連関だけでも膨大な量である。まして、日本におけるすべての制度体が互いに取り結んでいる相互連関の量はそれこそ天文学的な数字になるだろう。問題は、そうした天文学的な量の相互連関が本当にシステムという一つのまとまりを構成しているのかということである。素朴に考えて、そのような無数の相互連関がシステムという一つのまとまりを構成しているとみなすことには無理があるだろう。複数の制度体から構成さ

れるシステムとしての全体社会は、あくまでも理論的な仮構物であり、実体としては存在しないのである。

全体社会というシステムが存在するという見方に対しては、これまでまったく異議が唱えられなかったわけではない。例えば、野村雅一は、「社会は関係性ではあってもシステムであるという保証はどこにも存在せず、むしろその逆の兆候である綻びがいたるところにみられる」(野村 1983:248)と指摘しているし、内田隆三も、「社会の総体というのを、必ずしも構造的に強い連関をもったシステムであると考える必要はない」(内田 1996:38)と主張している。ただ、このような主張がなされるのはまれであり、全体社会というシステムが存在するということは、社会システム論の論者以外の人々の間でもある意味で暗黙の前提となってしまっているように思われる。では、それはなぜだろうか。以下、社会システムというものが元来は社会のメタファーであったことを指摘した上で、この問いに答えることにしたい。

## 3.「システム」というメタファー

『社会学のための詩学』(一九七七年)の中で、リチャード・ブラウンは、これまでの社会理論は基本的にメタフォリックなものだと指摘している。そして、ブラウンによると、この「メタファーとしての社会理論」は、「世界についての基本的なイメージ」であるルート・メタファー root metaphor を基礎として生成してきている。社会学には五つの主要なルート・メタファーがあり、それは有機体、機械、言語、演劇、ゲームである。有機体と機械は、社会に関する社会理論の基礎となるルート・メタファーであり、言語、演劇、ゲームは、社会的振る舞いに関する社会理論の基礎となるルート・メタファーである(Brown 1977: 78)。有機体と機械というルート・メタファーを基礎として構築された社会理論が、社会有機体論と社会機械論であることは言うまでもない。ブラウンによると、社会有機体論の起源はアリストテレスに、社会機械論の起源はホッブスにあるが(Brown 1977: 130-139)、これらの理論の代表的な論者としては、スペンサー、デュルケム、パレートなどが挙げられるだろう。

社会システム論は、このスペンサー、デュルケムによる社会有機体論及びパレートによる社会機械論をその源流にしている。「現代システム理論には二つの先行する考え方、すなわち有機体の概念と機械の概念が存在している。現代システム理論がそのもっとも重要な刺激を受けているのは、生物有機体や力学的機械に関する古典的モデルを、こなごなに破壊し改造してしまった分解過程なのである。」(Luhmann 1974=1983:33)社会システム論は、ホメオスタシス理論、サイバネティクス、一般システム理論、オートポイエーシス理論などといった自然科学で展開されたきたシステム理論を次々と受容してきたが、その土台には、社会有機体論と社会機械論という社会学に土着的なシステム理論があったのである(富永 1995 a:111)。

なお、富永健一が指摘するように、現代の社会システム論は新版の社会有機体論や社会機械論ではない(富永 1986:178)。例えば、社会有機体論も社会機械論も共に社会システム論とみなすことができるが、それらは、社会システムの内部しか問題にしておらず、システムと環境の関係を理論化していない。つまり、社会を閉鎖システムとして概念化するにとどまっている。それに対して現代の社会システム論は、サイバネティクスや一般システム理論による「開放システム」の概念を受容し、システムと環境の相互作用を理論化している(富永 1995 b:177-178)。このように、現代の社会システム論は、社会有機体論や社会機械論の単なる焼き直しで

はないのである。

しかし、現代の社会システム論は、本質的な点において、やはり社会有機体論、社会機械論と連続している。それは、現代の社会システム論が記述する社会システムが、社会有機体論、社会機械論が記述する社会システムと同様に、社会のメタファーであるという点である。少しく説明しよう。例えば、スペンサーは社会を有機体に似たシステムとして記述した。富永健一も強調するように、スペンサーは社会と有機体を同一視したわけではないが(富永 1986:179)、社会を有機体に似たシステムであると考え、その前提のもとに社会に関する理論を構築したのである。ただ、我々の考えによると、スペンサーは社会を一望のもとに見渡し、それを観察することによって、社会は有機体に似たシステムであるという判断を下したのではない。橋爪大三郎も指摘するように、そもそも観察の対象になる社会の総体といったものは存在しない。

社会がただ客観的な対象のようにあるだけのものならば、それを、たとえば一望のもとに見渡すことができるかもしれない。しかしそれは、素朴な思いこみと言うべきである。 社会とは、かろうじて思考可能であるとしても、かならずしも観察可能ではない。そこで、 社会理論の土台となるのは、ただ思考可能であるような社会(の像)なのである(橋爪1980:102)。

社会理論の土台となるただ思考可能であるような社会の像とは、諸制度や社会的な出来事についての直接的な経験及びそれらに関する間接的な知識(例えば、マスメディアによってもたらされる知識)にもとづいて形成されたものだろう。その社会の像がルート・メタファーの一つである有機体のようなものとみなされ(あるいは有機体になぞらえられ)、その前提のもとに、社会を有機体に似たシステムとして記述する社会理論が作られたのである。よって、この「有機体に似たシステム」は、社会のメタファー、より正確には、一望のもとに観察できるような客観的な対象としては存在しない社会のメタファーである。

そして、現代の社会システム論は、この「有機体に似たシステム」というメタファーを、より洗練されたメタファーに置き換えたのである。そのメタファーとは、相互に依存し合い機能的にも補完し合っている複数の下位システムから構成される社会システムというメタファー、及び環境と相互作用を営みつつ内部の恒常性を維持している社会システムというメタファーである。ただ、置き換えたといっても、それが、メタファーであることには変わりない。例えば、パーソンズは、全体社会を四つの下位システム ― 経済、政治、統合を受け持つ三つの下位システムと潜在的なパターンの維持と緊張の処理を受け持つ下位システム ― から構成される社会システムとして記述しているが、パーソンズは客観的に存在する全体社会を一望のもとに観察し、その結果、全体社会がこのような社会システムとして存在していることを発見したわけではない。パーソンズが呈示している全体社会という社会システムはあくまでもメタファーである。それが呈示している社会システムが社会有機体論、社会機械論の社会システムと同じように社会のメタファーであるという点において、現代の社会システム論は社会有機体論、社会機械論と連続しているのである。

ところで、メタファーに依拠した理論構築を行っているのは、何も社会理論だけではない。 西欧では、そもそもメタファーが創造性の根幹であると考えられており(茂木・養老 2000: 207)、様々な学問分野でメタファーに依拠した理論構築が行われている。例えば、チューリン

グがコンピュータの理論を作って以来、脳における情報処理の過程は、コンピュータにおける 情報処理の過程になぞらえられて理論化されてきている。脳の神経細胞を、ホジキン=ハクス リの方程式に従って作動する回路素子とみなし、神経回路をかけめぐるインパルスをコンピュー タの集積回路を走る電流と等価と考える理論が構築されてきているのである。そして、このよ うな理論は、確かに脳の理解を深めたであろう。ただし、脳科学におけるコンピュータ・メタ ファーの使用の弊害も近年指摘されている。それは、脳の情報処理の研究者の中には、脳をコ ンピュータというメタファーでしか見ていない人が多いという弊害である(茂木 2000:179)。 当然のことながら、脳はコンピュータとは異なる独自性を持っている。しかし、コンピュータ というメタファーでしか脳を見ていない場合には、その独自性は無視されてしまうのである。 また、コンピュータというメタファーでしか脳を見ていないということは、コンピュータにな ぞらえて作られた理論モデルがメタファーであるということがもはや忘れられているというこ とではないだろうか。脳科学におけるその真偽のほどはわからないが、そのような事態は、経 済学で起こっていると指摘されている。ドナルド・マクロスキーによると、「科学」であるこ とを自負してきた経済学理論は、メタファーをはじめとする様々なレトリックに満ちているが、 「極めて事実に忠実だと信じられている経済学理論がメタファーで飽和していることを認識す る経済学者は少ない」(McCloskey 1985=1992:100)。「経済学者は、生産物はもちろんある 「関数」から生じ、景気はもちろん「循環」の中を動くのだといった観念を日々使用している ので、すっかりそれに馴らされている」(McCloskey 1985=1992:100)。メタファーがメタファー として意識されていないのである。そして、同じことが社会有機体論、社会機械論以来の社会 システム論でも起こっていると言えないだろうか。

一望のもとに観察される客観的対象としての社会の総体といったものは存在しない。社会理 論の土台となるのは、ただ思考可能であるような社会の像である。その社会の像が有機体シス テムや機械システムあるいは環境と相互作用するシステムのようなものとみなされ、そこから 社会をシステムとして記述する社会システム論が作られてきた。その形成過程から考えれば、 社会システム論が記述している社会システムは社会のメタファー、観察可能な客観的対象とし ては存在しない社会のメタファーであると言えよう。しかし、理論が展開されていく過程で、 社会システムがメタファーであることが意識されなくなっていったのではないだろうか。社会 システム論は、社会システムをおそらく存在するであろう社会のメタファーであるとは言って いない。社会システム論は、社会を、相互に連関している複数の行為あるいは制度から構成さ れたシステムとして記述している。社会システム論は、システムとしての社会が実在するとい う立場に立っている。つまり、メタファーがいつの間にか実体視されてしまっているのである。 アンリ・メショニックによると、「諸科学においては、経済学から借用されたソシュール言 語学における「価値」概念のように、メタファーが教育的・発見的能力を持つことがあるが、 そのようにして概念となったメタファーの〈脱-メタファー化〉、すなわち、そのメタファー としての起源の忘却が認識論的問題をもたらすこともある」(Meschonnic・石田 1992: 162)。 メショニックが言う〈脱-メタファー化〉は、社会システム論でも起きている。社会システム 論は、物理学におけるピグマリオン症(数学的モデルと現実の物理的対象を混同する病気)と 似たような病気にかかっていると思われる。

## 4. 全体社会というシステムが存在すると考えられてきた理由

先に指摘したように、全体社会というシステムは、存在しない。全体社会というシステムは、 あくまでもメタファーであり、実体として存在するものではない。しかし、実際には、全体社 会というシステムが存在しているという暗黙の前提が広く浸透している。では、それはなぜで あろうか。

全体社会というシステムが存在しているという暗黙の前提が広く浸透している理由としてまず考えられるのは、複数の制度体の間に様々な相互連関が実際に観察され、その様々な相互連関がこれまで全体社会というシステムを構成する相互連関として受けとめられてきたということである。社会システム論は、全体社会というシステムを複数の制度体の相互連関によって構成された緊密なまとまりとみなしている。制度体間の相互連関が全体社会というシステムを構成すると考えているわけである。そして、実際に観察される制度体間の相互連関が、これまで全体社会というシステムを構成する相互連関の具体例と考えられてきたのである。実際に観察される制度体間の相互連関が、全体社会というシステムを構成する相互連関の具体例とみなされることによって、全体社会というシステムが存在するという主張はリアリティーを得た。実際に観察される制度体間の相互連関が、全体社会というシステムが存在することの証拠となってきたのである。

もちろん少し冷静に考えてみれば、複数の制度体の間に相互連関が観察されたとしても、それだけで全体社会というシステムが存在することにはならないことは明らかである。実際に観察されるのは、限定された数の制度体の間における相互連関である。全体社会の構成諸要素とみなされるべき制度体の数は、一〇や二〇ではない。その数は、膨大である。一〇や二〇の制度体の間で相互連関があったとしても、そのことによって全体社会というシステムが存在するということは到底言えない。全体社会というシステムが存在することを証明するには、膨大な数の制度体が互いに連関しあい、そのことによって「因果関係の無限の循環的波及」(富永1995 a:112)があることを示さなければならない。そして、このことはまだ示されていない。一〇や二〇の制度体の間に相互連関があったとしても、その事実によってこのことが示されたことにはならないだろう。

しかし、現実には、限定された数の制度体の間における相互連関が、全体社会というシステムを構成する相互連関の具体例とみなされ、全体社会というシステムが存在するという主張は「もっともらしさ plausibility」を獲得してきたのである。そして、こうしたことが、全体社会というシステムの存在が広く是認されていることの第一の理由であると考えられる。

なお、実際に観察される制度体間の相互連関が、全体社会というシステムを構成する相互連関の具体例とみなされ、そのことによって全体社会というシステムが存在するという主張が「もっともらしさ」を獲得していく過程は、エスノメソドロジーで言うところの「ドキュメント的解釈方法 the documentary method of interpretation」が経験的な出来事の解釈に用いられ、そのことを通して出来事の背後にあると想定される基礎的なパターンが再確認されていく過程の一つとみなすことができるだろう。

ガーフィンケルによると、「ドキュメント的解釈方法」とは、「目の前の出来事をその背後にあると想定されるパターンの一つのドキュメントとして、あるいはそれを指示するものとして、あるいはそれを代表するものとして取り扱うことである」(Garfinkel 1984:78)。そして、こ

の解釈方法を経験的な出来事の解釈に用いるということは、パターンについて知られていることに基づいてその出来事を解釈し説明するということであるが、その過程は同時にパターンの存在がそれとして再確認されていく過程でもある(山口 1982:94)。その出来事がパターンの一つのドキュメントとみなされることによって、パターンの存在が再確認されるわけである。

経験的に観察される制度体間の相互連関が、全体社会というシステムを構成する相互連関の具体例とみなされてきたということは、制度体間の相互連関の解釈に上記のような「ドキュメント的解釈方法」が用いられてきたということである。制度体間の相互連関という出来事が、全体社会というシステムを構成する相互連関の一つのドキュメントとして解釈されてきたのである。そして、制度体間の相互連関が全体社会というシステムを構成する相互連関の一つのドキュメントとみなされることによって、全体社会というシステムを構成する相互連関の存在が再確認され、全体社会というシステムが存在するという主張は広く受け入れられていったのである。

さて、全体社会というシステムの存在が広く是認されていることの第一の理由は以上のようなものであるが、さらに他の理由として、システムという概念にとって代わるような社会の捉え方がこれまで提出されてこなかったということが挙げられる。イタリア社会やカナダ社会といったまとまりの存在は誰もが認めるだろう。ただ、こうしたまとまりを理解し説明するにあたって、システムという概念にとって代わるような見方や概念がこれまで提出されてこなかったのである。

社会学は、その創始期から現代に至るまで、「いつもなんらかのマクロ的な社会的全体を抽象化して表示する整序概念を必要としてきた」(富永 1986:168)が、その必要に応えてきたのは、結局、システム(有機体、機械というシステムを含む)という概念だけだった。例えば、一九七〇年代以降、現象学的社会学、エスノメソドロジー、シンボリック相互作用論などの立場から、構造一機能主義的社会システム論に対する異議申し立てがなされたが、意味学派と総称されるこれらの諸学派は、システムにとって代わる新しい「マクロ的な社会的全体を抽象化して表示する整序概念」を提出したわけではない。また、構造一機能主義的社会システム論を内在的に批判した論者たちも、社会がシステムであるという大前提を批判したわけではない。そうした論者たちの一人は、現時点でも社会システムの一般理論を構築することが、社会学者に制度的に課された使命であると断言している(志田 1997:34)。イタリア社会やカナダ社会といったまとまりを理解し説明するにあたっては、いまだにシステムという概念にとって代わる見方や概念が用意されていないのである。そして、このことが全体社会というシステムが存在するという了解が今日でも広く共有されていることのもう一つの理由であると考えられる。

なお、我々は、イタリア社会やカナダ社会といったまとまりがシステムとして存在しているとは考えていないが、こうしたまとまりが存在するということ、こうしたまとまりを理論的に設定する必要があるということは認める。我々は、こうしたまとまりを「社会」として設定する。そして、この「社会」がどのようなものであるのかについては、後にくわしく説明することになるだろう。

## 付論 制度の連関と重層

我々は、本誌 20 号、21 号、30 号において、制度体、制度的相互行為、ルールという三つの

制度がどのようなものであるのかを説明してきた。この三つの制度(並びに後に論及する複合的制度)のそれぞれについて、その存立様態や生成・変動過程がどのようなものであるのかを探究していくことが、多元的制度論にとってもっとも枢要な課題である。ただ、これらの制度を個別的に探究していくだけでは、制度論としては不充分である。これらの制度は閉じた存在ではなく、互いに連関したり、重層したりしている。多元的制度論は、その連関と重層のあり方も明らかにする必要があるだろう。そこで、この付論において、制度の連関と重層の諸様態に関する説明を行うことにしたい。(なお、複数の制度が互いに連関して、いわゆる全体社会を構成しているわけではないことは、すでに述べた通りである。)

#### 1) 制度の連関

制度体、制度的相互行為、ルールの間の基本的な連関の組み合わせは次のようになる。制度体ー制度体、制度体ー制度的相互行為、制度体ールール、制度的相互行為ー制度的相互行為、制度的相互行為ールール、ルールールール。このいずれの組み合わせにおいても、きわめて多様な連関が観察される。ただ、実際に観察される多様な連関もいくつかの類型に区分することができる。本節では、制度間に観察される多様な連関をいくつかの類型に区分し、そのそれぞれがどのようなものであるのかを具体例を引き合いに出しながら明らかにしたい。

なお、制度連関の類型区分を行う場合、連関のどの側面に着目するのかによって、異なる類型区分が得られる。制度連関の類型区分としては、基本的に、連関の内実に着目した類型区分と連関の形式に着目した類型区分の二つが考えられるだろう。そして、この二つの内でより重要なのは、前者であり、本節が呈示する類型区分も前者ということになる。では、本題に入ろう。

連関の内実に着目した場合、制度連関は、次の六つの類型に区分される。①補完・相互補完、②依存・相互依存、③相互侵食、④変動の誘発・連鎖、⑤交通、⑥制御。以下、順に説明していくことにしたい。

①補完・相互補完 これは、ある制度の機能を他の制度が補完したり、複数の制度が互いに機能を補完し合うという連関の類型である。例えば、複数の研究機関による共同研究、東京地検特捜部と警視庁による合同捜査、かつての大蔵省と自民党による共同の予算編成作業などといった共通の目標達成に向けての協力などが、制度体と制度体の間に見られる補完あるいは相互補完である。また、長期金融市場(株式市場、債券市場等)における取引と短期金融市場(インターバンク市場、オープン市場等)における取引との間に見られる機能分担などは、制度的相互行為と制度的相互行為の間に見られる相互補完である。さらに言えば、ルールとルールの間にも相互補完は存在する。例えば、公認野球規則には、「各チームは、常に独自のユニフォームを着なければならない」、「各チームは、ホームゲーム用として白色、ロードゲーム用として色物の生地を用いて作った二組のユニフォームを用意しなければならない」、「アンダーシャツの外から見える部分は、同一チームの各プレヤー全員が同じ色でなければならない」といったユニフォームに関する一六のルールが存在するが、これらのルールの間にも相互補完が存在すると言えるだろう。

②依存・相互依存 これは、ある制度の存在、存続、機能の遂行が他の制度の存在や活動に 依存している、あるいは複数の制度が互いにその存在、存続、機能の遂行を相手の存在や活動 に依存し合っているような連関である。具体例を挙げれば、商品先物市場や株式市場における 取引は商品取引所や証券取引所といった制度体が市場を創出することによって実現されているが、これは、制度的相互行為の存在が、制度体の活動に依存しているという連関の具体例である。また、日本では、一八八〇年代以降、鉄道、紡績、鉱山の部門で急速に資本制企業が勃興するが、それを可能にしたのは、いわゆる封建的諸規制にかわって一八七〇年代初頭に制定された諸ルールである。一八七二年に職業選択と移転・居住の自由が法的に保証されることによって労働力の市場が形成され、また同年制定された地券渡方規則によって土地の市場も形成された。そして、労働力や土地といった生産手段の市場が形成されることによって資本制企業の勃興が可能になったのである。これは、制度体の存在が、ルールの存在に依存しているという連関の具体例であると言えるだろう。

相互依存の具体例としては、例えば、日本の鉄鋼会社と自動車会社の例が挙げられる。日本の鉄鋼会社は自動車会社の各車種の特徴に合わせて鋼鈑の開発を進め、積極的に自動車会社の製品開発に協力してきた。そして、その結果、それぞれの存続が相手の存在に依存するような連関、すなわち制度体の間での相互依存という連関が形成されたのだった。また、かつての特殊法人と財政投融資の間にも相互依存という連関が存在していた。郵便貯金、年金、簡易保険などを原資とする財政投融資は、一九七〇年代以降肥大化し続けていたわけだが、その最大の貸し付け先となっていたのは特殊法人であった。さらに、特殊法人がいかに巨額の赤字を計上しようと、いかに巨額の不良債権を抱えようと、つぶれることなく存続してきたのは、財政投融資から資金を借りることができたからであった。特殊法人という制度体と財政投融資という制度的相互行為の間にも、それぞれの存続が相手の存在に依存しているような連関=相互依存があったのである。

③相互侵食 これは、複数の制度が互いに相手の機能の遂行や存在を脅かすような連関であ り、相互補完、相互依存とは正反対の内実を持つ連関である。例えば、複数の制度体が同じ財 やサーヴィスを生産している場合、それらの生産物は通常市場において競合することになるが、 こうした競合関係が相互浸食の一つの例である。また、ルールとルールの間にも背反という形 で相互浸食が見られることがある。そして、ここで言う背反とは、一つの問題に関して複数の ルールが互いに相容れない内容を持つことである。具体例を挙げよう。近代的な法律は、有効 な契約によって物品の所有権を譲り受けた所有権者に包括的で絶対的な所有権を与えている。 つまり、その物品に対して現実に何らかの支配行為をしているかどうかという事実とはまった く無関係に、所有権者に排他的な所有権を与えている。これに対して、前近代的な所有制度の もとでは、物品の所有者がそれを他人に貸したり預けたりした場合には、彼のその物品に対す る権利は弱くなる。それは、彼がその物品に対する現実的な支配行為を行わなくなるからであ る。前近代的な所有のルールにおいては物品に対して現実に支配行為を行っているかどうかが 重要であり、現実に支配行為を行っていれば、それが預かった物品であったとしてもそれを使 用することは正当なこととされるのである(川島 1967:64-74)。川島武宜によると、前近代 的な所有のルールは第二次大戦後においても存続しており、それと法律とのくい違いは、「社 会行動の次元における法と書かれた法との間の深刻重大なずれ」(川島 1967:ii )の一環を構 成してきた。ここでの関心にそくして言えば、他人から預かった物品の使用という問題につい て、互いに相容れない内容を持つ二つのルールが第二次大戦以降も併存してきたのである。そ して、この二つのルールの間に見られた背反も制度間の相互浸食の一つの例とみなすことがで きるのである。

④変動の誘発・連鎖 これは、文字通りある特定の制度の活動や存在、あるいは変動が他の 制度の変動を引き起こすという形での連関である。例えば、市場においては、様々な制度体が 交換主体として取引を行っているが、時に、ある種の制度体が市場における取引を一定の方向 に意図的に誘導してしまうことがある。外国為替市場においては、ヘッジファンドのような投 機筋がドルの売り崩しを仕掛けてドル安になり、その結果少しでも高いところで手持ちのドル を売っておきたい交換主体が次々とドル売りを行うということが起こり得る。これは、制度体 の活動によって、制度的相互行為が遂行される量が変化するという形での連関である。日銀や 米国連銀による外国為替市場への介入が成功した場合にもこのような制度連関が見られるし、 株式市場などにおいても同様の連関があり得るだろう。(なお、ある制度体の誘導によって引 き起こされる制度的相互行為が遂行される量の変化を、我々は誘導型制度変動と呼んでいる。 この誘導型制度変動に関するくわしい説明は、後に行う。)また、制度体は、デザインの変更、 実現機能の変化、資源の調達方法の変更、消滅といった様々な様態で変動するが(そのくわし い説明も後に行う)、この変動が他の制度体の変動を引き起こすこともある。これは、複数の 制度体の間で変動が連鎖していくという形での連関である。そして、さらに言えば、複数の制 度的相互行為の間でも変動が連鎖していくことがある。例えば、外国為替市場で円高が進めば、 株式市場で大型輸出関連株が大量に売りに出されるといった変動の連鎖が起こり得るが、この ような変動の連鎖は、様々な金融市場の間で広く観察される。ある金融市場における特定の取 引の量的変動が他の金融市場における別の取引の量的変動を引き起こすというこのような連関 も、変動の連鎖の一つの例と言うことができるだろう。(なお、制度変動の連鎖には直接的な ものと間接的なものがあり、直接的な連鎖によって生起する制度変動を、我々は連鎖型制度変 動と呼んでいる。制度変動の連鎖と連鎖型制度変動に関するくわしい説明は後に行う。)

⑤交通 これは、基本的に制度体と制度体の間に見られる連関で、何らかの媒体のやりとりそのものという意味での交通と何らかの媒体のやりとりを通した行為・相互行為の遂行という意味での交通に区分される。制度体は超個人的な主体として他の制度体と財、サーヴィス、貨幣、情報などの交換を行っているが、こうした交換が前者の例である。複数の制度体の間における交渉や協議、並びに、メインバンクによる企業のモニタリング、金融庁による銀行の検査、旧大蔵省による日本銀行の監督といった例に見られるような制度体による他の制度体の監督、指導、検査などが、後者の例である。

⑥制御 これは、ある特定の制度の活動や存在が、他の制度の活動、機能、責務、権限などを制限したり、規定したりする連関である。例えば、「日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない」(日本銀行法第三条の2)とか、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」(老人福祉法第四条)といったルールは、制度体の責務を規定する規範的ルールであり、制度体に規範的に連関しているわけであるが、こうした連関が制御の一つの例である。また、外国為替市場でドルが売り崩されて大幅な円高になれば、日本の輸出企業は打撃を受けその活動を制限されることになるが、このような連関も、外国為替取引という制度的相互行為が企業という制度体の活動を制限するという形での制御の例とみなすことができるだろう。

以上が、我々が考える(連関の内実に着目した)制度連関の類型とその様態である。

ところで、経済学の比較制度分析も経済システムの説明にあたって、制度と制度の連関の考察に重点を置いているが、比較制度分析がもっとも注目しているのが、「制度的補完」という

連関である。この「制度的補完」は次のように説明されている。「現実の経済に存在する複数の制度の間には、一方の制度の存在・機能によって他方の制度がより強固なものになっているという関係が往々にして見られる。このように1つの経済の中で一方の制度の存在が他方の制度の存在事由となっているような場合、両者は制度的補完の関係にあると呼ぶ。」(青木・奥野1996:35)比較制度分析は、「経済システムをさまざまな制度の集まり」(青木・奥野1996:1)とみなし、それらの制度の間には、以上のような「制度的補完」という連関があると考えているのである。では、この「制度的補完」は我々が考える上記の制度連関のどれに該当するだろうか。

我々も制度連関の類型を設定するにあたって、「補完」という言葉を使用している。ただ、 比較制度分析の言う「制度的補完」は、我々の言う補完・相互補完には該当しない。なぜなら、 補完・相互補完には、「一方の制度の存在が他方の制度の存在事由となっている」といった関係は存在しないからである。「制度的補完」に該当するのはむしろ依存・相互依存であろう。 ただ、依存・相互依存という連関それ自体の意味合いには、「一方の制度の存在・機能によって他方の制度がより強固なものになっているという関係」は存在しない。より、正確に言えば、 「制度的補完」は、相互補完が拡大・深化し固定化した結果生まれる相互依存に該当するということになるだろう。

#### 2) 制度の重層

制度が連関するということは、互いに独立した複数の制度が上記のような形で関係し合うことであるが、こうした連関とは別に、ある制度とある制度が重層関係にあることも往々にして観察される。(この重層関係とは、互いに独立した複数の制度間の関係とはみなせないような関係である。)本節では、この制度の重層がどのような形で存在しているのかを説明したい。

制度の重層は、主に、次の五つの形で存在している。①制度体とルールの重層:制度体のデザインに設定された行為の遂行をルールが規制しているという形での重層、②制度的相互行為とルールの重層:制度的相互行為における行為の遂行をルールが規制しているという形での重層、③制度体と制度的相互行為の重層:制度体のデザインに設定された行為に制度的相互行為が含まれており、実際にその制度的相互行為が遂行されているという形での重層、④ルールとルールの重層:手続き的ルールが定義的ルールをその中に含んでいるという形での重層、⑤複合的制度における単位的な重層。以下、この五つのそれぞれについて説明を加えていくことにしたい。

①制度体とルールの重層 制度体のデザインには、その制度体の設定目標とそれを達成するための役割行為が定められている。そして、この役割行為を、役割に充当された諸個人が遂行していくわけであるが、デザインとは別に、この役割行為の遂行を規制するルール=役割行為のルールが設けられているのが通例である。役割行為は、役割行為のルールに従いつつ遂行される。例えば、証券会社の営業マンは、顧客の売買注文を受けるという役割行為を「電話注文を受けた後には郵送処理ではなく顧客を訪問して意思の疎通をはからなければならない」というルールに従いつつ遂行している。制度体のデザインに定められた役割行為は、役割行為のルールに規制されつつ遂行されるのである。そして、この役割行為のルールは、当該の制度体から独立して存在しているとはみなせないだろう。制度体と役割行為のルールは連関しているのではなく、重層関係にあるのである。

②制度的相互行為とルールの重層 制度的相互行為では、そのスクリプトに規定された役柄 行為が遂行されるわけであるが、その役柄行為の遂行もルールによって規制されているのが通 例である。制度的相互行為は、役柄行為のルールに規制されつつ展開するわけである。そして、 こうした制度的相互行為と役柄行為のルールの関係も重層関係とみなすことができるだろう。

③制度体と制度的相互行為の重層 制度体のデザインに定められた行為の中には、制度的相互行為が含まれていることがある。制度体の設定目標を達成するための行為群の中に制度的相互行為が含まれているわけである。そうした制度的相互行為の具体例としては、例えば、学校の入学式や卒業式を挙げることができるだろう。学校のデザインに定められた行為の中には、入学式や卒業式といった制度的相互行為が含まれており、実際にそれらは遂行されている。学校の設定目標を達成するための行為として入学式や卒業式といった制度的相互行為が遂行されているわけである。そして、制度体のデザインに定められた制度的相互行為は、当の制度体から独立して存在しているわけでない。制度体のデザインの中に設定され、実際に遂行されている制度的相互行為は、当の制度体と重層関係にあると言えるだろう。制度的相互行為は、制度体のデザインに定められた行為として遂行されるという形で制度体と重層することがあるのである。言いかえると、その設定目標を達成するための行為が制度的相互行為として遂行されるという形で、制度体は制度的相互行為と重層することがあるのである。

④ルールとルールの重層 ルールは、規範的ルール、定義的ルール、手続き的ルールの三つに区分されるが、この内の手続き的ルールとは、ある特定の事態、出来事、現象を成立させたり、ある特定の行為を遂行するには、どのような手続きが取られなければならないのかを定めたルールである。そして、盛山和夫が指摘しているように、この手続き的ルールは、その中に定義的ルールを含んでいることがある(盛山 1995:232)。例えば、「フェア飛球が、本塁からの距離が二五〇フィート以上あるフェンスを越えるか、スタンドに入った場合、打者がすべての塁を正規に触れれば、本塁打が与えられる」という手続き的ルールは、その中に本塁打を定義する定義的ルールを含んでいる。ある特定の事態、出来事、現象、行為を定義する定義的ルールが手続き的ルールの中に含まれていることがあるわけである。そして、このようなルールとルールの関係も制度の重層の一つの例ということになるだろう。

⑤複合的制度における単位的な重層 まだ、説明を行っていないが、制度の中には、国家、司法制度、民主主義、封建制、資本主義、社会主義といったような「大きな」制度も存在する。この「大きな」制度は、複数の制度からなる複合的な制度である。例えば、国家という「大きな」制度は、国会、内閣、内閣官房、内閣府、財務省、総務省、防衛庁、裁判所、日本銀行などといった複数の制度からなる複合的な制度である。そして、このような複合的制度においても、個々の制度が複合的制度の構成単位となっているという形での重層関係が存在すると言えるだろう。

後記:不勉強の誇りをまぬがれないが、本稿を書き上げた後、盛山和夫『社会学とは何か ― 意味世界の探究』ミネルヴァ書房二〇―一年の中に、「社会システムは存在するか」という章があることを知った。盛山もその章の中で、「人々自身は会社や社会をシステムとしてみなしているという事実はあるとしても、実体としては「システム」は存在しない」と書いている。ただ、本稿の内容は、盛山の議論とはほとんど重ならない。盛山の議論については、また

別の機会に論じることにしたい。

#### 文献

青木昌彦・奥野正寛編著 1996『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会

Brown, R. H. 1977 A Poetic for Sociology, Cambridge University Press.

Garfinkel, H. 1984 Studies in Ethnomethodology, Polity Press.

橋爪大三郎 1980「社会は、ひとつの装置であって、社会的現実をうみだす」『ソシオロゴス』4:102-109 川島武宜 1967『日本人の法意識』岩波書店

Luhmann, N. 1974 Soziologische Aufklärung 1: Aufsätze zur Theorie sozialer Systeme, Westdeutscher Verlag. = 1983 土方昭監訳『法と社会システム』新泉社

McCloskey, D. N. 1985 *The Rhetoric of Economics*, Wisconsin University Press. =1992 長尾史郎訳『レトリカル・エコノミクス』ハーベスト社

Meschonnic, H·石田英敬 1992「リズム、かたち、そして詩学」『現代思想』11 月号: 158-165

茂木健一郎 2000 「脳のクオリアと志向性ですべてが語れるじゃないか」養老孟司・村上和雄・茂木健一郎・竹内薫『脳+心+遺伝子 VS.サムシンググレート』徳間書店

茂木健一郎・養老孟司 2000「脳と心の正体」日経サイエンス編『養老孟司・学問の挑発』日本経済新聞社 野口悠紀雄 1995『一九四〇年体制 — さらば「戦時経済」』東洋経済新報社

野村雅一 1983『しぐさの世界』日本放送出版協会

Parsons, T. & Smelser, N. J. 1956 *Economy and Society*, Routledge and Kegan Paul. = 1958 富永健一訳『経済と社会 I』岩波書店

盛山和夫 1995『制度論の構図』創文社

志田基与師 1997「社会学におけるシステム理論のジレンマ」『岩波講座現代社会学・別巻 現代社会学の 理論と方法』岩波書店

富永健一 1986『社会学原理』岩波書店

富永健一 1995 a『社会学講義 — 人と社会の学』中央公論社

富永健一 1995 b『行為と社会システムの理論 —— 構造 – 機能 – 変動理論をめざして』 東京大学出版会

内田隆三 1996「イメージの機能と社会像の変容」『季刊 iichiko』40:36-49

山口節郎 1982『社会と意味 — メタ社会学的アプローチ』勁草書房